

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 3 月 31 日

三芳町長 林 伊佐雄

1. 協議の場を設けた区域の範囲 藤久保地区及び竹間沢地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日 平成 29 年 3 月 27 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
藤久保地区 個人経営 7 経営体
竹間沢地区 個人経営 4 経営体
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
6. 地域農業の将来のあり方
本地域は、大都市近郊という立地を活かした野菜の生産を行っているが、近年の消費者ニーズの多様化に対応するため、新品種や新技術の導入及び、農業者だけでなく都市住民との交流により、消費者への PR によって農産物の高付加価値化が必要である。
現状の経営体が、それぞれの経営規模を維持することを基本とし、耕作放棄地の発生を抑制する。